

双葉郡 3 町（浪江町・双葉町・富岡町）
下水道施設包括的維持管理業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 1 0 月

浪	江	町
双	葉	町
富	岡	町

この公募型プロポーザル実施要領は、双葉郡３町（浪江町・双葉町・富岡町 以下「発注者」という。）が実施する双葉郡３町（浪江町・双葉町・富岡町）下水道施設包括的維持管理業務委託（以下「本業務」という。）を受託する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集及び選定を行うにあたっての手続き等を定めたものであり、本業務に係るプロポーザル参加希望者（以下「参加表明者」という。）に交付するもので、別冊の以下の書類と一体をなすものである。（これらの書類を総称して、以下「プロポーザル実施要領等」という。）

- （１）共通要求水準書
- （２）個別要求水準書
- （３）技術提案評価基準書
- （４）様式集

参加表明者は、プロポーザル実施要領等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出することとする。

目 次

1	業務概要	1
1.1	業務名称	1
1.2	業務目的	1
1.3	業務内容	1
1.4	委託期間	1
1.5	事業者の選定方式	1
1.6	法令等の遵守	1
1.7	許認可等の取得に関する事項	1
2	プロポーザル参加に関する条件等	2
2.1	参加表明者の構成等	2
2.2	参加資格要件	2
2.3	参加資格確認基準日	3
2.4	参加表明者が参加資格を喪失した場合の取扱い	3
2.5	募集に関する留意事項	3
(1)	公正な募集の確保	3
(2)	募集の取りやめ等	3
(3)	応募の無効又は失格の基準等	3
(4)	実施要領等の承諾	3
(5)	費用負担	4
(6)	提出書類の取扱い	4
(7)	特許権等	5
(8)	提供資料の取扱い	5
(9)	その他必要があると認める事項	5
3	募集及び選定等の日程	6
4	募集に関する手続き等	7
4.1	参加表明書及び参加資格確認書類の提出	7
(1)	提出期間	7
(2)	提出方法	7
(3)	提出先.....	7

(4)	提出書類	7
4.2	応募の辞退	7
4.3	参加資格確認結果の通知	7
4.4	資料閲覧及び現場説明	8
(1)	実施日時	8
(2)	参加人数	8
(3)	その他	8
4.5	実施要領等に関する質問書の提出	8
(1)	提出期間	8
(2)	提出方法	8
4.6	実施要領等に関する質問への回答公表	8
4.7	技術提案書類の提出	8
(1)	提出日時	8
(2)	提出方法	9
(3)	提出先.....	9
(4)	提出書類	9
5	受注者の決定等	9
5.1	委員会の設置	9
5.2	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	9
(1)	実施方法	10
5.3	受託候補者の特定	10
5.4	選考結果の通知等	10
(1)	非選定結果の説明要求	10
5.5	参加表明者および参加事業者がない場合の取扱い	10
5.6	参加事業者が1者であった場合の取扱い	10
5.7	業務委託契約の手続き	10
(1)	業務委託契約の締結	10
(2)	候補者が業務委託契約を締結しない場合	10
6	提出書類	11
6.1	参加表明時の提出書類	11

6.2	実施要領等に関する質問時の提出書類	11
6.3	技術提案書類提出時の提出書類	12
(1)	作成に当たっての留意事項	12
(2)	提出書類	12
6.4	参加辞退時の提出書類	13
6.5	諸手続きを代理人に委任する場合の提出書類	14
7	本業務に関する問合せ先	14

別添

・双葉郡3町（浪江町・双葉町・富岡町）下水道施設包括的維持管理業務委託に おける共同企業体の取扱いについて.....	15
・双葉郡3町（浪江町・双葉町・富岡町）下水道施設包括的維持管理業務委託 共同企業体協定書（例）	16

1 業務概要

1.1 業務名称

双葉郡 3 町(浪江町・双葉町・富岡町)下水道施設包括的維持管理業務委託

1.2 業務目的

本業務は、双葉郡の 3 町（浪江町・双葉町・富岡町）の下水道施設の維持管理業務について、民間事業者の創意工夫と技術力を最大限発揮させ、効率的な業務運営を図るため、維持管理業務と施設の更新に係る業務を一体的にマネジメントする方式（ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント方式））により、性能発注、複数年契約で包括的に委託するものである。なお、受注者の創意工夫により生じた費用の縮減効果は、発注者と受注者が分配するものとする。3 町における、汚水処理サービスレベルの向上、業務の効率化など下水道施設の維持管理を持続的に行うことを目的とする。

1.3 業務内容

別冊「共通要求水準書」及び「個別要求水準書」のとおり。

なお、本業務は、下水道施設の維持管理業務及び施設の更新に係る支援業務（更新計画の策定支援、設計、発注支援及び施工管理支援等）で構成する。施設の更新に係る工事の発注及び契約は発注者が行い、受注者はこれを支援する。

1.4 委託期間

本業務の委託期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日までの 10 年間とする。

ただし、契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間は業務準備期間とする。

業務実施スケジュールは、表 1-1 のとおり予定している。

表 1-1 業務実施スケジュール

項 目	予 定
契約の締結	令和 9 年 1 月
準備・引継ぎ期間	業務委託契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで
履行期間	令和 9 年 4 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日まで（10 年間）

業務準備期間 に要する費用は、受注者の負担とし、別途の委託料は支払わない。当該費用は、委託期間 10 年間の委託料に含めて見積るものとする。

業務準備期間中 、受注者は現受託者から必要な引継ぎを受けるものとする。発注者は、引継ぎの日程調整及び立会いを行い、必要な書類、データ及び図面を貸与する。

1.5 費用の縮減効果の分配

受注者の創意工夫により、発注者が別に定める基準額を下回る費用で業務を実施した場合、その縮減額について、発注者と受注者が 5 対 5 の割合で分配する。

縮減額の算定の対象、基準、算定方法及び分配の手続については、業務開始後、発注者と受注者が協議して定める。

1.6 事業者の選定方式

公募型プロポーザル方式とする。

1.7 法令等の遵守

受注者は、本業務の実施に当たって、下水道法、浄化槽法、水質汚濁防止法その他の関係する法令、条例、規程、基準等を遵守しなければならない。

なお、これらの法令等は例示であり、受注者は本業務に関連するその他の法令、条例、規則等についても遵守しなければならない。

1.8 許認可等の取得に関する事項

本業務に関して、許認可等の申請・届出は発注者が行うが、書類等の作成にあたって、受注者は発注者を支援すること。受注者が自ら行うべき申請・届出については、発注者は受注者を支援する。

2 プロポーザル参加に関する条件等

2.1 参加表明者の構成等

参加表明者の構成等は次のとおりとする。なお、一部業務の再委託については発注者の承諾を得た上で認める。

- (1) 参加表明者は、単独企業又は複数の企業により構成される共同企業体とする。
- (2) 共同企業体を構成する企業（以下「構成員」という。）の数の上限は任意とする。
- (3) 共同企業体は、構成員の中から代表企業1社を定め、代表企業がプロポーザル参加表明書及び参加資格確認書類を提出し、代表企業及びその他の構成員の企業名並びに業務種別を明確にすること。
- (4) 参加表明者である単独企業及び構成員は、他の共同企業体の構成員になることができない。

2.2 参加資格要件

参加表明者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。共同企業体の場合は、(1)から(7)の要件は、全ての構成員が満たすものとし、(8)から(10)の要件は代表企業が満たすものとする。共同企業体を結成する場合は、「双葉郡3町（浪江町・双葉町・富岡町）下水道施設包括的維持管理業務委託における共同企業体の取扱いについて」（別添-1）に示す取扱いとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 本件にかかる公告日から優先交渉権者決定までの間に、浪江町・双葉町・富岡町、それぞれの契約に係る入札参加停止等の措置要綱の規定に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団関係者及びその他反社会勢力に係る者（以下「暴力団員等」という。）又は法人にあってはその役員が暴力団員等でないこと。
- (7) 直近2年間の国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (8) この選定の公告日において、令和7年・8年度の浪江町・双葉町・富岡町全ての競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (9) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年7月9日建設省告示第1348号）第2条に基づき、国土交通省地方整備局の下水道処理施設維持管理登録簿に登録されている者。かつ、福島県に浄化槽保守点検業者の登録を行っている者であること。
- (10) 日本国内の汚水処理施設（オキシデーションディッチ法若しくは回分式活性汚泥法）において、計画日最大処理量が5,600 m³/日以上（単独施設又は複数施設の合算）で、水処理施設及び濃縮から脱水までの工程を有する汚泥処理施設を併せた一連の運転管理業務についての受託実績が、過去10年以内に1件以上あること。

2.3 参加資格確認基準日

参加表明者は、上記2.2に示す参加資格要件を満たすことを証明するため、参加資格の確認を受けなければならない。参加資格の確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認書類の提出締切日（令和8年10月16日（金））とする。

2.4 参加表明者が参加資格を喪失した場合の取扱い

参加表明者である単独企業並びに共同企業体の代表企業が、業務委託契約の締結日までの間に参加資格を欠くに至った場合、当該単独企業並びに共同企業体は失格とする。

また、代表企業以外の構成員が資格喪失した場合は、構成員になることは認められない。この場合当該構成員が請負、又は受託する予定であった業務について新たに参加資格の確認を受けた上で構成員の役割分担の変更又は構成員の追加を認める。

2.5 募集に関する留意事項

- (1) 公正な募集の確保

参加表明者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 募集の取りやめ等

発注者は、次の場合には当該参加表明者を参加させず、又は募集の延期もしくは中止をすることがある。この場合、参加者が損害を受けることがあっても、発注者は、その賠償の責を負わない。

1) 参加表明者が連合し又は不穩の行動をなす等、募集を公正に執行することができないと認められるとき。

2) 天災その他やむを得ない理由により、適正な募集が行えないと認められるとき。

(3) 応募の無効又は失格の基準等

提出期限までに参加表明書を提出しなかった場合及び参加資格確認で資格要件を満たしていなかった場合は、応募は無効とし技術提案書類を提出できない。

(4) 実施要領等の承諾

参加表明者は、【様式 1-1】または【様式 1-2】参加表明書の提出をもって、プロポーザル実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

(5) 費用負担

参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に係る費用は、全て参加表明者の負担とする。

(6) 提出書類の取扱い

1) 著作権

参加表明者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は、当該参加表明者に帰属する。ただし、公表、展示その他発注者が本業務に関し必要と認める用途に用いるときは、発注者は参加表明者の承諾を経て必要な範囲でこれ無償で使用することができる。この場合、参加者の技術・商業上のノウハウは公表しない。

2) 提出書類の返却等

参加表明者からの提出書類は返却しない。また、提出期限以降における修正、差し替え又は再提出は、発注者が指示をした場合を除き認めない。

3) 確認書類の提出

提出書類の内容を確認するため、確認書類（契約書、証明書の写し等）の提出を求めることがある。

4) 提出書類の無効

提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書又は技術提案書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して双葉郡 3 町（浪江町・双葉町・富岡町）の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を行うことがある。

5) 評価内容の担保

技術提案書は、契約内容の一部とし、発注者の指示により実施しない提案内容を除き、提案書にある提案内容はすべて履行確認の対象とする。受注者の責により、提出された技術提案書の内容を満たすことができなかった場合は、再度履行又は補修するものとする。再度履行又は補修が完了されるまでの間、発注者は、委託料の支払いを停止することができる。

6) 虚偽の記載

当該契約の締結前に提出書類に虚偽記載が判明した場合は、その提出書類を提出した者は失格とする。契約締結後に提案書等に虚偽記載が判明した場合は、違約金として契約金額の5%を支払うことを受注者に求める。また、発注者の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を行うことがある。

(7) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った参加表明者が負う。

(8) 提供資料の取扱い

発注者が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に係る検討の範囲内であっても発注者の了承を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示したりしてはならない。

(9) その他必要があると認める事項

発注者は、プロポーザル実施要領等に定めるものの他、募集の実施に関して必要な事項が生じた場合には、本業務に係るホームページやメール（「7 本業務に関する問合せ先」参照）を通じて参加者に通知する。

また、募集公表以降、プロポーザル実施要領を補完又は修正する追加資料を発注者が公表した場合は、当該追加資料が実施要領等の記載内容に優先するものとする。なお、追加資料の公表は本業務に係るホームページやメール（「7 本業務に関する問合せ先」参照）で行う。

3 募集及び選定等の日程

募集公表から契約締結までの日程は、概ね表 3-1 のとおり予定している。ただし、応募書類の提出状況、審査の進捗状況等により変更となる場合がある。

表 3-1 参加者の募集及び選定等の日程（予定）

項 目	日 程
公募型プロポーザル手続開始の公告 (3 町のホームページに掲載)	令和 8 年 10 月 1 日 (木)
参加表明書、参加資格確認書類の受付	令和 8 年 10 月 1 日 (木) から 令和 8 年 10 月 16 日 (金) まで
参加資格審査結果通知書・技術提案書類提出要請の送付 (現地確認・資料及び図書閲覧日通知)	令和 8 年 10 月 20 日 (火) (発送)
現地説明・資料及び図書閲覧の申込み受付	令和 8 年 10 月 22 日 (木) から 令和 8 年 10 月 28 日 (水) まで
プロポーザル実施要領等に関する質問書の受理	令和 8 年 10 月 22 日 (木) から 令和 8 年 10 月 30 日 (金) まで
現地説明・資料及び図書閲覧の実施	令和 8 年 10 月 22 日 (木) から 令和 8 年 10 月 30 日 (金) までの 発注者が指定する日
プロポーザル実施要領等に関する質問回答の公表 (浪江町ホームページに掲載)	令和 8 年 11 月 4 日 (水)
技術提案書類の提出期間	令和 8 年 11 月 6 日 (金) から 令和 8 年 12 月 7 日 (月) まで
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和 8 年 12 月 中旬 ※日時は参加事業者に別途通知
業務委託予定者の特定	令和 8 年 12 月 中旬
業務委託契約の締結	令和 9 年 1 月

4 募集に関する手続き等

4.1 参加表明書及び参加資格確認書類の提出

参加表明者は、参加表明書（様式 1-1 又は様式 1-2）とともに参加資格確認書類（様式 2〜3 及びその他必要書類）を以下のとおり提出すること。

(1) 提出期間

令和 8 年 10 月 1 日（木）から令和 8 年 10 月 16 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く 午前 9 時から 午後 5 時まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 提出方法

参加表明者は、参加表明書及び参加資格確認書類を、提出先に直接持参し提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、提出時に委任状（様式 10-1 又は様式 10-2）を併せて持参すること。

(3) 提出先

浪江町役場 住宅水道課 上下水道係

〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 2

電話 : 0240-34-2111（内線 286）

(4) 提出書類

「6.1 参加表明時の提出書類」を参照のこと。

4.2 応募の辞退

参加表明者は、参加表明書（様式 1-1 又は様式 1-2）の提出以降、技術提案書類（様式 8-1〜様式 8-10）の提出期限日まで随時応募を辞退することができる。応募を辞退する場合は、令和 8 年 12 月 7 日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く 午前 9 時から 午後 5 時まで。ただし、正午から 午後 1 時までを除く。）に、辞退届（様式 9-1 又は様式 9-2）を参加表明書提出時と同様の提出先に持参し提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、提出時に委任状（様式 10-1 又は様式 10-2）を併せて持参すること。

4.3 参加資格審査結果の通知

審査結果は、受託事業者選定委員会にて、参加表明者の参加資格を審査の上、プロポーザル参加資格審査結果通知書を速やかに通知する。

プロポーザルへの参加資格を有すると認められた参加表明事業者（以下「参加事業者」という。）に対し、提案書等の作成に必要な資料の閲覧および現地説明（以下「資料閲覧等」という。）の日時を記載した「プロポーザル参加資格審査結果通知書」の送付をもってプロポーザルへの参加を認める旨を通知する。

また、審査の結果、参加表明者がプロポーザルへの参加資格を有しないと認められる場合においても、「プロポーザル参加資格審査結果通知書」の送付をもって、プロポーザルの参加を認めない旨を通知する。

4.4 資料閲覧及び現地説明

参加事業者のうち希望する者を対象に、日時を指定して資料閲覧等を実施する。

但し、資料の持ち出しは認めず、閲覧において知り得た情報を他に漏らしてはならない。なお、指定日以外の資料閲覧等は認めない。

(1) 申込書提出期間

令和8年10月22日（木）から令和8年10月28日（水）午後4時まで

(2) 提出方法

参加事業者は、現地説明参加申込書（様式4）、資料及び図書閲覧申込書（様式5）に必要事項を記入し、電子メールにより「7 本業務に関する問合せ先」宛に提出すること。その他の方法による提出は認めない。

(3) 実施日時：プロポーザル参加資格審査結果通知書に記載した日時

(4) 参加人数：1社につき4名以内。

共同企業体の場合は構成員全体で4名以内とする。

(4) その他

実施要領等は配布しないので、各自持参すること。現地説明会場への移動手段は、参加事業者各自で用意すること。なお、現地説明において、質疑応答の機会は設けるが、運転管理に関する質問に限る。実施要領等に関する質問は、下記4.5に示すところによりのみ受け付けるので留意のこと

4.5 実施要領等に関する質問書の提出

実施要領等の内容に関して質問がある場合は、該当する書類を以下のとおり提出すること。

(1) 提出期間

令和8年10月22日（木）から令和8年10月30日（金）午後4時まで

(2) 提出方法

参加事業者は、実施要領等に関する質問書（様式6-1～6-4）に必要事項を記入し、電子メールにより「7 本業務に関する問合せ先」宛に提出すること。その他の方法による提出は認めない。電子メール件名は「実施要領等に関する質問」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。なお、ファイル形式はMicrosoft Excel 形式とする。

4.6 実施要領等に関する質問への回答公表

実施要領等に関する質問への回答は、令和8年11月4日（水）に浪江町ホームページで公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する質問については、当該質問者のみに書面により回答する場合がある。また、回答の公表に当たっては質問者を匿名化する。

4.7 技術提案書類の提出

技術提案書類提出要請を受理した参加事業者は、技術提案書類提出届（様式7-1又は様式7-2）とともに技術提案書類（様式8-1～様式8-10）を以下のとおり提出すること。

(1) 提出日時

令和 8 年 11 月 6 日（金）から令和 8 年 12 月 7 日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 提出方法

提出先に直接持参し提出すること。その他の方法による提出は認めない。
代理人により提出する場合は、提出時に委任状（様式 10-1 又は様式 10-2）を併せて持参すること。

(3) 提出先

浪江町役場 住宅水道課 上下水道係
〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 2
電話 : 0240-34-2111（内線 286）

(4) 提出書類

「6.3 技術提案書類提出時の提出書類」を参照のこと。

5 受注者の決定等

5.1 委員会の設置

発注者は、技術提案書類等の審査を専門的知見に基づいて実施するため、「プロポーザル審査委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。なお、参加表明者が、公告から受託候補者の特定までの間に、本業務に関することで委員に対して直接又は間接を問わず接触を試みた場合、当該参加表明者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

5.2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

委員会及び発注者は、技術提案書類等の審査に当たって、提案内容の確認等のために、参加事業者に対してプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。日時、場所、ヒアリング内容等の詳細については、事前に参加事業者へ通知する。

(1) 実施方法

参加事業者によるプレゼンテーションは、次のとおり行う。なお、その他事項については、実施時期等と併せて通知するものとする。

- 1) プレゼンテーションは、公正を期するため、参加事業者名を伏せて実施する。
- 2) 参加人数は 5 名以内とし、本業務における総括責任者（予定）は必ず出席すること。
- 3) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。
- 4) プレゼンテーションは、1 事業者につき 30 分以内、ヒアリングは 20 分程度とする。

- 5) プレゼンテーションは、技術提案書に記載したものに限り、追加の資料や提案は認めない。
- 6) プレゼンテーションに必要な機材等については、発注者が準備するもののほか、必要な機材等があるときは、参加事業者が準備するものとする。

5.3 受託候補者の特定

委員会は、評価基準に基づき、技術提案書類等を審査し、最適な者を受託候補者（以下「候補者」という。）として特定する。

審査は、技術提案書類等の審査により実施する。審査の詳細については、別冊の技術提案評価基準書を参照のこと。

5.4 選定結果の通知等

発注者は、選定結果を参加事業者に速やかに通知（令和 8 年 12 月予定）する。なお、電話等による問合せには一切応じない。

(1) 非選定結果の説明要求

非選定事業者は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日以内（行政機関の休日を除く。）に限り非選定結果となった説明を発注者に要求することが出来る。

- 1) 非選定結果は、非選定事業者本人にかぎり次号に規定する非選定事業者本人に関する事項のみ要求できる。他の参加事業者に関する事項を要求することは出来ない。
- 2) 非選定結果の説明内容は評価項目別の得点、最終評価点及びその順位とする。
- 3) 説明要求は、書面（持参又は郵送）での要求のみ受け付ける。
なお、書面の様式は問わないものとし、あて先は、「7 本業務に関する問合せ先」とする。

5.5 参加表明者等がない場合の取扱い

参加表明者がない場合、参加資格を有する者がいない場合又は技術提案書類の提出者がない場合、発注者はその旨を速やかに浪江町ホームページで公表する。

5.6 参加事業者が 1 者であった場合の取扱い

参加事業者が 1 者であった場合でも、技術提案評価基準書に従い審査を行う。

5.7 業務委託契約の手続き

(1) 業務委託契約の締結

発注者は、候補者に見積の提出を求めるとともに業務委託契約に関する協議を行い、協議が整った場合には、業務委託契約を締結する。

契約は、浪江町・双葉町・富岡町それぞれと個別に締結するものとする。

なお、候補者の決定から契約の締結までの間に、候補者が発注者の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、候補者としての決定を取り消す。

(2) 候補者が業務委託契約を締結しない場合

発注者は、候補者が業務委託契約を締結しないときは、技術提案書類審査結果の第2位の者から順に業務委託契約に関する協議を行う場合がある。

6 提出書類

6.1 参加表明時の提出書類

参加表明者は、プロポーザルへの参加を表明する時は、以下（表6-1）に示す書類を1部提出すること。

登記簿謄本、定款、会社概要、財務諸表、営業所表（様式2）は構成員全員について、汚水処理施設運転管理業務の実施実績（様式3）については、該当業務履行企業を対象として提出すること。

表 6-1 参加表明時の提出書類

提出書類		様式	作成要領等
参加表明書		様式 1-1	単独企業用必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。
		様式 1-2	共同企業体用必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。 合わせて、共同企業体協定書の写し及び委任状の写しを添付すること。
参加資格確認書類	登記簿謄本	—	公告日前3ヶ月以内に発行されたもの（写し可）
	定款	—	最新のものの。
	会社概要	—	最新のものの。
	財務諸表	—	直近3年分を添付すること。
	営業所表	様式 2	最新のものの。
	汚水処理施設運転管理業務の実施実績	様式 3	履行実績を確認できる契約書、仕様書等の写しを添付すること。

6.2 実施要領等に関する質問時の提出書類

参加事業者において、実施要領等の内容に関して質問がある場合は、以下（表6-2）に示す書類を提出すること。

表 6-2 実施要領等に関する質問時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
実施要領等に関する質問書	様式 6-1 ～ 様式 6-4	提出は任意（希望者のみ提出）質問の記入欄が足りない場合は、該当する様式を複写して用いること。

6.3 技術提案書類提出時の提出書類

(1) 作成に当たっての留意事項

提出書類の作成に当たっては、発注者から特別な指示がない限り、次の事項に留意すること。

- 1) 使用する用紙はA4版縦とする。
- 2) ページ数に制限がある場合はそれに従うこと。
- 3) 横書きで簡潔かつ明瞭に記述すること。
- 4) 使用する文字サイズは10.5ポイント以上（図表及び図面等の注釈は除く）とする。
- 5) 両面印刷を基本とし、カラー印刷は、可能とする。
- 6) 全てのページに通しのページ番号をつけ、表紙の次に目次を添付すること。
- 7) A4版ファイル綴じとする。製本の際、綴じ代に文章等がかからないように留意すること。

(2) 提出書類

- 1) 参加事業者は、技術提案書類提出時に、以下（表6-3）に示す書類を提出すること。提出部数は、技術提案書類提出届（様式7-1又は様式7-2）については1部、技術提案書類については7部とし、正本1部は参加事業者名入りとし、副本6部は社名等を特定できる表現（ロゴマーク等を含む）を全て削除すること（表紙も含む）。
- 2) 技術提案書類として提出する見積書は、正本のみ参加事業者名を記入すること。また、技術提案書類とは別に見積書を封入封緘して1部提出すること。封筒には、「見積書在中」と明記し、宛先、件名、所在地、商号、代表者職氏名を記載の上、代表者印で封印すること。

表 6-3 技術提案書類提出時の提出書類

提出書類		様式	上限枚数	作成要領等
技術提案書類提出届		様式 7-1 又は 様式 7-2	—	必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。
技術提案書類	・会社内容	様式 8-1	2 枚	・会社概要及び財務状況について
	・業務遂行の実施方針	様式 8-2	1 枚	・本業務の目的との整合について
	・業務実施体制	様式 8-3	5 枚	・配置予定の総括責任者 ほか ・配置予定の資格保有者及び人数 ・配置予定従事者の実績経験年数と人数 ・組織体制と人員配置計画について ・人材育成や従事者の研修計画について ・業務準備および業務引継ぎについて ・労働安全衛生について
	・下水道等施設の運転管理業務に関する技術提案	様式 8-4	15 枚	・運転管理業務に関する計画
				・保守点検業務に関する計画
				・水質管理業務に関する計画
	・その他の提案	様式 8-5	1 枚	・危機管理対応について
		様式 8-6	1 枚	・地域貢献について
		様式 8-7	1 枚	・環境対策について
	・見積書及び見積書の積算根拠	様式 8-8 又は 様式 8-9	1 枚	様式に記載している事項に従い、記入すること。
		様式 8-10	1 枚	

注 1) 使用する用紙は A 4 版縦とする。

6.4 参加辞退時の提出書類

参加事業者は、プロポーザルへの参加を辞退する時は、以下（表 6-4）に示す書類を 1 部提出すること。

表 6-4 参加辞退時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
辞退届	様式 9-1 又は 様式 9-2	必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。

6.5 諸手続きを代理人に委任する場合の提出書類

参加事業者は、諸手続きを代理人に委任する場合は、以下（表 6-5）に示す書類を 1 部提出すること。

表 6-5 諸手続きを代理人に委任する場合の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
委任状	様式 10-1 又は 様式 10-2	書類の提出等の手続きを代理人により行う場合は提出すること。必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。

7 本業務に関する問合せ先

浪江町 住宅水道課 上下水道係

〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 2

電 話 : 0240-34-2111（内線 286）

F A X : 0240-34-2145

電子メール : namie14060@town.namie.lg.jp

別添ー 1 双葉郡 3 町（浪江町・双葉町・富岡町）下水道施設包括的維持管理業務委託における共同企業体の取扱いについて

この取扱いは、双葉郡 3 町（浪江町・双葉町・富岡町）下水道施設包括的維持管理業務委託における共同企業体についての基本的な取扱いを定めたものである。

1 共同企業体の運営形態

本事業を複数の企業により構成される共同企業体で実施する場合、その運営形態は、各構成員が一体となって業務を実施する共同方式とする。

2 構成員の要件

共同企業体の構成員の要件は次のとおりとする。

- (1) 構成員数の上限は任意とする。
- (2) 各構成員は、当該事業を構成する一部の業務もしくは当該事業と同種の維持管理業務について、実施実績を有すること。
- (3) 代表企業の出資比率は構成員中最大とすること。

3 必要書類

共同企業体を結成しようとするものは次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 共同企業体協定書（別添-2）の写し
- (2) 委任状（様式 10-2）の写し

4 資格審査

共同企業体の資格審査は、次のとおりとする。

- (1) 実施要領 2. 2 に定める参加資格要件のうち (1) から (7) の要件は、全ての構成員が満たすものとし、(8) から (10) の要件は代表企業が満たすものとする。
- (2) 共同企業体の構成員として本件に参加する者については、単独で参加資格を有している場合であっても、単独企業としての参加は認めない。また、他の共同企業体の構成員になることはできない。
- (3) 代表者が参加資格を欠くに至った場合、共同企業体は本件に関する参加資格を失うものとする。代表者以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員を除外し、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の追加又は構成員の役割分担の変更を認める。

別添－２ 双葉郡３町（浪江町・双葉町・富岡町）下水道施設包括的維持管理業務委託
共同企業体協定書（例）

（目的）

第１条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

- １ 双葉郡３町（浪江町・双葉町・富岡町）下水道施設包括的維持管理業務委託（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、単に「業務」という。）の受託
- ２ 前号に附帯する業務

（名称）

第２条 当共同企業体は、〇〇〇〇共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条 当企業体は、事務所を〇〇町〇〇丁目〇〇番に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、業務の履行を完了した後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

- ２ 業務を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第５条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地会社名

〇〇〇〇〇〇

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地会社名

〇〇〇〇〇〇

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地会社名

〇〇〇〇〇〇（代表者の名称）

第６条 当企業体は、〇〇〇〇〇〇を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託料（前払金及び部分代金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇〇〇〇〇	〇〇%
〇〇〇〇〇〇	〇〇%
〇〇〇〇〇〇	〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、一部業務の再委託先の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の適切な履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の履行及び一部業務の再委託契約その他の業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、各年度の業務完了の都度、決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務の履行を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を履行する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合、又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該業務が契約の内容に適合しないものであるときは各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり、双葉郡3町（浪江町・双葉町・富岡町）下水道施設包括的維持管理業務委託共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

(代表者) 会社名

〇〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇 印

会社名 〇〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇 印

会社名 〇〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇 印